

令和 年 月 日

# 税理士証票<sup>亡失</sup>届出書 損壊

日本税理士会連合会 御中

住 所

事務所等の所在地

登 録 番 号 第 号

亡失した税理士証票番号 第 号  
損壊

氏 名

下記により税理士証票を<sup>亡失</sup>したから<sup>損壊</sup>したから届け出ます。  
損壊したから損壊した税理士証票を添付して

## 記

税理士証票を <sup>亡失</sup> した 日時及び場所 損壊	
税理士証票を <sup>亡失</sup> した 事由 損壊	

- (注)
- 1 不要の文字は、抹消すること。
  - 2 届出書及び添付証票は、所属税理士会を経由して提出すること。
  - 3 郵送の場合は、書留によること。
  - 4 「事務所等の所在地」欄の記載は、下記のとおりとする。
    - (1) 税理士法人の社員については、税理士法人の名称及び所在地を記載する。
    - (2) 税理士又は税理士法人の補助者として業務に従事する税理士については、勤務する税理士事務所<sup>の</sup>名称及び所在地又は税理士法人の名称及び所在地を記載する。
    - (3) 上記(1)、(2)以外の税理士は、「税理士事務所の所在地」を記載する。